

処分を行った日	事業者名	処分の種類	事故概要	処分内容
令和5年4月11日	粟島汽船株式会社	輸送の安全確保に関する指導	令和4年11月13日(日)岩船港から粟島港に向け航行中、粟島港着岸の際に、風圧力により船体の寄りが速く、また船尾側から先にタイヤフェンダーに接触したため、岸壁後部設置のタイヤフェンダー付きH鋼2体の岸壁根付け部及び支柱設置部及びH鋼取り付け岸壁車止め2本を損傷させた。乗客・乗員のけがなし、船体への損傷なし。	<p>○運航に関する可否判断に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第4条の2に基づき、運航の可否判断の協議結果(気象、海象が運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置についての判断理由)等を記録すること。</li> <li>2. 船長は、安全管理規程第25条及び運航基準第4条に基づき、気象、海象の状況によらず、常時入港の可否判断を行うこと。その際、入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認すること。</li> </ol> <p>○安全教育の実施に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、運航管理補助者等に対して、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。</li> </ol> <p>○経営管理部門の責務に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。</li> <li>2. 経営トップは、安全管理規程第21条第2項に基づき、輸送の安全を確保するため、関係責任者の意見を参考として、実情を踏まえた安全管理規程の変更が必要な事項を検討のうえ、見直した安全管理規程を速やかに届け出ること。</li> <li>3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li> </ol> <p>○運航管理者の責務に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。</li> </ol>